

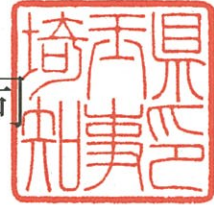
建管第 1-641 号

平成26年 8月15日

(株) セカンドライフ

子安 克枝 様

埼玉県知事 上田 清 司



一般 建設業の許可について (通知)

平成 26 年 7 月 24 日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知します。

記

許 可 番 号	埼玉県知事	許 可 ( 般 - 26 ) 第 59207 号
許 可 の 有 効 期 間	平成 26 年 9 月 3 日 から 平成 31 年 9 月 2 日 まで	
建 設 業 の 種 類	とび・土工工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 31 年 8 月 3 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)